

次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定によって公告する。

なお、本件は、広島県の電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して入札を行う電子入札案件であり、入札参加希望書の提出及び入札に関する手続については、広島県電子入札実施要領（以下「電子要領」という。）に従って行わなければならない（電子要領が特に定める例外の場合を除く。）。

平成24年6月28日

広島県広島水道事務所長 藤 元 利 夫

企一般24第1号

調達内容

1 工事名

太田川東部工業用水道事業

二河接合井～宮原接合井管路更新工事（シールド）

2 工事場所

広島県呉市山手二丁目～呉市幸町

3 工事概要

工事延長 L=2,615.0m

泥土圧式シールド工 L=2,601.3m

（セグメント外径φ2,350mm）

トンネル内配管工（ダクタイトル管φ1,600mm） L=2,604.7m

立坑内配管工（発進・中間・到達） 1式

地盤改良工 1式

4 工期（予定）

契約の翌日から平成28年3月16日まで（約42か月）

5 予定価格

3,646,661,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

6 施工の方式

特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）の各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

7 特定共同企業体に関する事項

(1) 特定共同企業体の構成に係る要件

ア 8に掲げる要件を満たす3者で構成するものとする。

なお、8(1)イの格付けの組合せは、A・A・Aとする。

イ 共同企業体の代表者は、より大きな施工能力を有する者とする。

ウ 構成員の出資比率の最小限度は20%以上とし、代表者の出資比率は構成員中で最大とする。

エ いずれの構成員も、本件工事において他の特定共同企業体の構成員となることができない。

(2) 特定共同企業体に係る資格審査

特定共同企業体の代表者は、入札参加希望書の提出（後記10）の際に、建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書等をあわせて提出すること。

8 本件工事の入札に参加する者に必要な資格

(1) 技術要件以外の要件

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

なお、イ及びウの要件は、それぞれに特記してある場合を除き、アの業種についてのものとする。

ア 土木一式工事について、平成23・24年度の広島県の一般競争入札参加資格の認定を受けていること。ただし、この公告の日において広島県の一般競争入札参加資格を認定されていない者であっても、平成22年9月24日付け告示第781号及び平成23年4月14日付け告示第377号、第379号の定めに従って一般競争入札参加資格の認定を申請している場合は、開札の時までに当該一般競争入札参加資格の認定がなされないことを解除条件として、この要件を満たしているものとして取り扱う。

なお、一般競争入札参加資格の認定に関する問合せ先は、次のとおり。

広島県土木局建設産業課（広島市中区基町10-52 電話082-513-3821）

イ 認定された一般競争入札参加資格の格付けの等級が、代表者にあつてはA、代表以外の構成員にあつてはAであること。

ウ 年間平均完成工事高（アの資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等による。）の構成員全員の総額が5に掲げる予定価格以上であること。

エ 本件工事に係る設計業務等の受託者である基礎地盤コンサルタント株式会社以外の者であつて、かつ、当該受託者と資本及び人事面において次に掲げる関係にある者でないこと。

(ア) 当該受託者の発行済株式総数の過半数を有すること。

(イ) 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねていること。

オ 前各号のほか、別紙総合評価方式による一般競争入札（事前審査型）公告共通事項（特例政令適用）の1(1)に掲げる要件を満たしていること。

なお、別紙の1(1)エ中「他の入札参加希望者」とあるのは、「この入札への参加を希望する他の特定共同企業体の構成員」と読み替えるものとする。

(2) 技術要件

特定共同企業体の代表者は、次に掲げる要件をすべて満たして、それに関する資料の提出ができること。

代表者以外の構成員は、イの要件（(イ)の部分を除く。）を満たして、それに関する

資料の提出ができること。

ア 同種（同規模）工事の元請施工実績

平成9年4月1日から平成24年6月27日までの間に完成検査を受けている、上水道・工業用水道において、内挿される管の仕上がり内径が1,200mm以上の密閉型シールド工事であるもの（公共工事等に限る。）の元請人又は特定共同企業体の代表者としての施工実績を有すること。

なお、特定共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。

イ 配置技術者に係る要件

次に掲げる要件及び別紙総合評価方式による一般競争入札（事前審査型）公告共通事項（特例政令適用）の3に掲げる要件をすべて満たす監理技術者を本件工事の現場に専任で1人以上配置できること。

(ア) (1)アの業種について建設業法第15条第2号イに該当する者（1級土木施工管理技士等）であること。

(イ) アに掲げる種類及び規模の工事において、監理技術者又は主任技術者等（現場代理人等として監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められるときを含む。）としての経験を有すること。

9 設計図書

(1) 設計図書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧日時

平成24年6月28日から平成24年8月17日までの休日（広島県の休日を定める条例第1条第1項の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

広島県広島水道事務所総務課（広島市安芸区畑賀町2970 電話082-827-1123）

(2) 設計図書は、希望する者に対して次のとおり販売する。なお、希望者は、設計図書購入申込書を（有）電子テックに、直接FAX、電子メール又は持参することにより申し込むものとする。

ア 受付日時

平成24年6月28日から平成24年7月4日までの毎日（休日を除く。）午前9時から午後4時30分まで

イ 受付場所

（有）電子テック（広島市西区楠木町三丁目10-22）

（電話082-239-1617、FAX：082-239-1668、E-mail：d-tec@vega.ocn.ne.jp）

ウ 申請書

設計図書購入申込書は、広島県の調達情報のホームページからダウンロードできる。

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k01/img/tosho.pdf>

(3) 設計図書に対する質問がある場合は、次によって書面を持参により提出すること。

ア 受付日時

平成 24 年 6 月 28 日から平成 24 年 8 月 8 日までの休日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付場所

(1)イに同じ

(4) (3)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧日時

平成 24 年 6 月 28 日から平成 24 年 8 月 13 日までの休日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 閲覧場所

(1)イに同じ

10 入札参加希望書

(1) 本件入札に参加を希望する特定共同企業体は、次により入札参加希望書及び必要な添付資料（以下「入札参加希望書等」という。）を提出すること。

その際あわせて、特定共同企業体としての入札参加資格の審査を申請すること。

ア 提出期間

平成 24 年 6 月 28 日から平成 24 年 7 月 12 日までの休日を除く毎日午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

イ 提出方法

(ア) 代表者が電子入札システムの利用登録者（電子要領で定める手続きを経て書面参加を行うこととした者を除く。）である者

代表者が電子入札システムを利用して提出。ただし、添付資料のうち書面又はその内容を記録した電子媒体によって提出すべきものは、媒体提出通知書の写し（書面）とともに持参により提出。

(イ) (ア)以外の者

持参により提出

ウ 持参の場合の提出場所

9 (1) イに同じ

(2) 特定共同企業体結成等に関する書類及び入札参加希望書等の用紙は、(1)アの期間に 18 の場所で配布する。

11 入札参加資格の確認結果の通知

特定共同企業体としての入札参加資格の適否を確認したときは、その確認結果を平成 24 年 7 月 23 日までに代表者に通知する。

12 技術資料の提出

(1) 本件入札に参加する者は、入札期間終了時までに技術資料を提出しなければならない。

(2) 技術資料の様式は 10 (1) アの期間に 9 (1) イの場所で配布する。

(3) 提出場所

9 (1) イに同じ

13 入札保証金

本件入札に参加を希望する者は、別紙総合評価方式による一般競争入札（事前審査型）公告共通事項（特例政令適用）の5に従って入札保証金の納付等を行い、次のとおり入札保証に関する提出書（建設工事の入札保証に関する事務取扱要領別記様式第1号）及び必要な添付書類を提出すること。

(1) 提出期間

入札参加資格の確認結果の通知日の翌日から平成24年8月21日までの休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

(2) 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）による。ただし、郵送等による場合は、(1)の期限までに必着することとする。

(3) 持参の場合の提出場所

9 (1) イに同じ

(4) 保証期間等

銀行等の保証の場合の保証期間又は入札保証保険契約の場合の保険期間は、当該保証又は入札保証保険契約を証する書類の提出日から平成24年9月28日までを含むものとする。

14 入札

次のとおり行う。

なお、郵送による入札は、平成24年8月21日午後5時までに広島県広島水道事務所総務課に必着とする。

(1) 入札期間

平成24年8月20日午前9時から平成24年8月21日午後4時30分まで（持参による場合及び電子要領に規定する書面参加を行う場合は、平成24年8月20日午後4時30分から平成24年8月21日午前9時までを除く。）

(2) 入札場所

広島県広島水道事務所総務課

15 開札

(1) 開札日時

平成24年8月22日午前10時

(2) 開札場所

広島県広島水道事務所 総務課

16 契約後の技術提案

- (1) 工事請負契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更についての提案（以下「VE提案」という。）を発注者に行うことができる。なお、VE提案を採用する場合には、契約変更を行うものとする。詳細は特記仕様書による。（契約後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式）
- (2) VE提案については、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。
- (3) 発注者がVE提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものでない。

17 その他

前各項に掲げるもののほか、別紙総合評価方式による一般競争入札（事前審査型）公告共通事項（特例政令適用）による。

18 問合せ先

- (1) 広島県広島水道事務所総務課（広島市安芸区畑賀町 2970 電話 082-827-1123）
- (2) 広島県企業局水道課（広島市中区基町 10-52 電話 082-513-4337）

19 Summary

- (1) Subject matter of the contract : The Ootagawa Toubu industrial water supply project-Construction work for laying water pipeline by the shield method from Nikou junction well to Miyahara junction well.
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4:30p.m., 12 July 2012
- (3) Time-limit for the submission of tenders : 4:30p.m., 21 August 2012
(tenders submitted by mail : 5:00p.m., 21 August 2012)
- (4) Contact point for tender documentation :
 - General Affairs Division, Hiroshima Water Service Office, Hiroshima Prefectural Government
2970 Hataga-chou Aki-ku Hiroshima City 736-0089 Japan
TEL 082-827-1123
 - Water Works Division, Public Enterprise Bureau, Hiroshima Prefectural Government
10-52 Motomachi Naka-ku Hiroshima City 730-8511 Japan
TEL 082-513-4337